

日光ブランド協議会会則

(名称)

第1条 本会は、日光ブランド協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、日光ブランド認定地域資源をはじめとする地域資源の活用を図り、日光への愛着の醸成及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日光ブランド戦略プランに基づく事業の実施に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第4条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 経済団体
- (2) まちづくり団体
- (3) 市民
- (4) メディア
- (5) 有識者
- (6) その他必要と認められるもの

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 委員 20名以内
- (4) 監事 2名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 監事は、会計その他の事務を監査する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、選出された要件を欠いたときは、その職を失うものとする。この場合において、当該委員の後任者の任期は、その残任期間とする。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は総括する会議の議長となる。

(会長の専決処分)

第9条 会長は、会議を招集することができないとき、又は軽易な事項については、別に定める専決区分に基づき、これを専決処分することができる。

2 前項の規定において専決処分した場合、会長はこれを次の会議に報告し同意を得なければならない。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、栃木県日光市今市本町1番地 日光市役所企画部総合政策課内に事務局を置く。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成26年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行後、最初の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。